

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

Assignment ID: PATI870744

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Change of Address
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
PIONEER CORPORATION	06/28/2016
RECEIVING PARTY DATA	
Company Name:	PIONEER CORPORATION
Street Address:	28-8 Honkomagome 2-chome Bunkyo-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	113-0021
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	11815669
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	+44(207392-4122
Email:	recordals@clarivate.com
Correspondent Name:	CPA GLOBAL LIMITED
Address Line 1:	LIBERATION HOUSE
Address Line 2:	CASTLE STREET
Address Line 4:	ST HELIER, JERSEY JE1 1BL
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	IPRSMCP2024470NGBMITSCHM
NAME OF SUBMITTER:	Helen Birrell
SIGNATURE:	/Helen Birrell/
DATE SIGNED:	03/07/2025
Total Attachments: 19	
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page1.tiff	
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page2.tiff	
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page3.tiff	
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page4.tiff	
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page5.tiff	

source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page6.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page7.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page8.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page9.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page10.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page11.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page12.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page13.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page14.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page15.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page16.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page17.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page18.tiff
source=Certificate of Full Closed Matters of Company Registry about Pioneer Corporation.#page19.tiff

DECLARATION

I, Masahiro Aoyama , having an address of Tokyo Japan hereby certify that:

1. I am well acquainted with the Japanese and English languages, and
2. I am able to translate Japanese to English languages and vice versa, and
3. the attached English translation of The Certificate of Full Registration Records of Company Registry / The Certificate of Full Closed Matters of Company Registry are exact and accurate translations of the original documents in Japanese language to the best of my knowledge and belief.

I made this declaration conscientiously believing to be true and correct.

January 7, 2025

Masahiro Aoyama

Masahiro Aoyama

(Partial translation)

The Certificate of Full Closed Matters of Company Registry

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa
Pioneer Corporation

Corporate number	<u>0200-01-086473</u>
Corporate Name	<u>Pioneer Corporation</u>
Head Office	<u>1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa</u>

(omitted)

Matters relating to the Registered Records	The Head Office moved from 4-1, Meguro 1-chome, Meguro-ku Tokyo as of June 25, 2010 Registered on July 6, 2010
	The Head Office moved to 28-8 Honkomagome 2-chome Bunkyo-ku Tokyo as of June 28, 2016 Registered on July 21, 2016 Closed on July 21, 2016

(QR code)

(blank)

This is the document certified to be the full disclosure of the closed matters recorded in the Corporate Register.

January 30, 2025

Yokohama District Legal Affairs Bureau
Registrar

Akiko Bando (with Official Seal)

Serial Number ㍻ 911351

*matters underlined are cancelled

17/17

閉鎖事項全部証明書

川崎市幸区新小倉1番1号
パイオニア株式会社

会社法人等番号	0200-01-086473	
商号	パイオニア株式会社	
本店	川崎市幸区新小倉1番1号	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://pioneer.jp/corp/ir/koukoku/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	昭和22年5月8日	
目的	1. 電子・電気機械器具の製造、販売 2. 光学機械器具、医療機械器具およびその他の機械器具の製造、販売 3. 映像、音声およびコンピュータのソフトウェアの企画、制作、製造、販売 4. 木工製品の製造、販売 5. 農産物および農産物栽培設備の製造、販売 6. 飲食品および酒類の販売ならびに飲食店および遊戯施設の経営 7. 不動産の売買、貸借、仲介および管理 8. 印刷出版業、広告代理業、建設工事業および損害保険代理業 9. 工業所有権、著作権およびその他の知的財産権の取得、管理、譲渡 10. 前各号に付帯または関連する一切の事業	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	4億株	
	8億株	平成26年 6月26日変更
		平成26年 7月18日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億2609万3836株	
	発行済株式の総数 3億7222万3436株	平成25年 6月28日変更
		平成25年 7月16日登記

川崎市幸区新小倉1番1号
パイオニア株式会社

資本金の額	金872億5714万3230円	
	金917億3171万4430円	平成25年 6月28日変更
		平成25年 7月16日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店	
役員に関する事項	取締役	松 本 智
		平成21年 6月25日重任
	取締役	松 本 智
		平成22年 6月25日重任
		平成22年 7月15日登記
	取締役	松 本 智
		平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月14日登記
	取締役	松 本 智
		平成24年 6月27日重任
		平成24年 7月17日登記
	取締役	松 本 智
		平成25年 6月26日重任
		平成25年 7月16日登記
	取締役	松 本 智
		平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月18日登記
		平成27年 3月 1日辞任
		平成27年 3月 2日登記
	取締役	佐 藤 俊 一
		平成21年 6月25日重任
		平成22年 6月25日退任
		平成22年 7月15日登記
	取締役	波 江 野 章
		平成21年 6月25日重任

川崎市幸区新小倉 1 番 1 号
パイオニア株式会社

		平成 22 年 6 月 25 日 退任
		平成 22 年 7 月 15 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 21 年 6 月 25 日 重任
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 22 年 6 月 25 日 重任
		平成 22 年 7 月 15 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 23 年 6 月 29 日 重任
		平成 23 年 7 月 14 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 24 年 6 月 27 日 重任
		平成 24 年 7 月 17 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 25 年 6 月 26 日 重任
		平成 25 年 7 月 16 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 26 年 6 月 26 日 重任
		平成 26 年 7 月 18 日 登記
	取締役	岡 安 秀 喜
		平成 27 年 6 月 25 日 重任
		平成 27 年 7 月 9 日 登記
		平成 28 年 6 月 28 日 退任
		平成 28 年 7 月 6 日 登記
	取締役	小 谷 進
		平成 21 年 6 月 25 日 重任
	取締役	小 谷 進
		平成 22 年 6 月 25 日 重任
		平成 22 年 7 月 15 日 登記
	取締役	小 谷 進
		平成 23 年 6 月 29 日 重任
		平成 23 年 7 月 14 日 登記
	取締役	小 谷 進
		平成 24 年 6 月 27 日 重任
		平成 24 年 7 月 17 日 登記

	<u>取締役</u>	<u>小 谷 進</u>	平成25年 6月26日重任
			平成25年 7月16日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 谷 進</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月18日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 谷 進</u>	平成27年 6月25日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 谷 進</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 勝 負 雅 典</u>	平成21年 6月25日重任
	<u>取締役</u>	<u>小 勝 負 雅 典</u>	平成22年 6月25日重任
			平成22年 7月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 勝 負 雅 典</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月14日登記
			平成24年 6月27日退任
			平成24年 7月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 内 立 男</u>	平成21年 6月25日就任
	<u>取締役</u>	<u>竹 内 立 男</u>	平成22年 6月25日重任
			平成22年 7月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 内 立 男</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月14日登記
			平成24年 6月27日退任
			平成24年 7月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成21年 6月25日就任

	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 2 年 6 月 2 5 日重任
			平成 2 2 年 7 月 1 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 3 年 6 月 2 9 日重任
			平成 2 3 年 7 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 4 年 6 月 2 7 日重任
			平成 2 4 年 7 月 1 7 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 5 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 5 年 7 月 1 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 6 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 6 年 7 月 1 8 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 7 年 6 月 2 5 日重任
			平成 2 7 年 7 月 9 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 野 幹 夫</u>	平成 2 8 年 6 月 2 8 日重任
			平成 2 8 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 泉 隆 史</u>	平成 2 1 年 6 月 2 5 日就任
	<u>取締役</u>	<u>大 泉 隆 史</u>	平成 2 2 年 6 月 2 5 日重任
			平成 2 2 年 7 月 1 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 泉 隆 史</u>	平成 2 3 年 6 月 2 9 日重任
			平成 2 3 年 7 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 泉 隆 史</u>	平成 2 4 年 6 月 2 7 日重任
			平成 2 4 年 7 月 1 7 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 泉 隆 史</u>	平成 2 5 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 5 年 7 月 1 6 日登記
			平成 2 6 年 6 月 2 6 日退任
			平成 2 6 年 7 月 1 8 日登記

川崎市幸区新小倉 1 番 1 号
パイオニア株式会社

	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 2 年 6 月 2 5 日就任
			平成 2 2 年 7 月 1 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 3 年 6 月 2 9 日重任
			平成 2 3 年 7 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 4 年 6 月 2 7 日重任
			平成 2 4 年 7 月 1 7 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 5 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 5 年 7 月 1 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 6 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 6 年 7 月 1 8 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 7 年 6 月 2 5 日重任
			平成 2 7 年 7 月 9 日登記
	<u>取締役</u>	<u>川 尻 邦 夫</u>	平成 2 8 年 6 月 2 8 日重任
			平成 2 8 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 2 年 6 月 2 5 日就任
			平成 2 2 年 7 月 1 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 3 年 6 月 2 9 日重任
			平成 2 3 年 7 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 4 年 6 月 2 7 日重任
			平成 2 4 年 7 月 1 7 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 5 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 5 年 7 月 1 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 6 年 6 月 2 6 日重任
			平成 2 6 年 7 月 1 8 日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 関 政 廣</u>	平成 2 7 年 6 月 2 5 日重任
			平成 2 7 年 7 月 9 日登記

	取締役 谷 関 政 廣	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月 6日登記
	取締役 黒 崎 正 謙	平成23年 6月29日就任
		平成23年 7月14日登記
		平成24年 6月27日退任
		平成24年 7月17日登記
	取締役 佐 藤 俊 一	平成26年 6月26日就任
		平成26年 7月18日登記
	取締役 佐 藤 俊 一	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月 9日登記
	取締役 佐 藤 俊 一	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月 6日登記
	取締役 川 村 雅 弘	平成27年 6月25日就任
		平成27年 7月 9日登記
	取締役 川 村 雅 弘	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月 6日登記
	取締役 仲 野 隆 茂	平成27年 6月25日就任
		平成27年 7月 9日登記
	取締役 仲 野 隆 茂	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月 6日登記
	埼玉県入間市小谷田一丁目14番12号 代表取締役 波 江 野 章	平成21年 6月25日重任
		平成22年 6月25日退任
		平成22年 7月15日登記
	東京都港区高輪一丁目27番37-2705号 代表取締役 小 谷 進	平成21年 6月25日重任

東京都市幸区新小倉 1 番 1 号 バイオニア株式会社	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 22 年 6 月 25 日重任 平成 22 年 7 月 15 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 23 年 6 月 29 日重任 平成 23 年 7 月 14 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 24 年 6 月 27 日重任 平成 24 年 7 月 17 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 25 年 6 月 26 日重任 平成 25 年 7 月 16 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 26 年 6 月 26 日重任 平成 26 年 7 月 18 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 27 年 6 月 25 日重任 平成 27 年 7 月 9 日登記
	東京都港区高輪一丁目 27 番 37-2705 号 代表取締役 小 谷 進	平成 28 年 6 月 28 日重任 平成 28 年 7 月 6 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 21 年 6 月 25 日就任
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 22 年 6 月 25 日重任 平成 22 年 7 月 15 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 23 年 6 月 29 日重任 平成 23 年 7 月 14 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 24 年 6 月 27 日重任 平成 24 年 7 月 17 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 25 年 6 月 26 日重任 平成 25 年 7 月 16 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成 26 年 6 月 26 日重任 平成 26 年 7 月 18 日登記
	東京都三鷹市大沢四丁目 17 番 11 号 代表取締役 岡 安 秀 喜	

	東京都三鷹市大沢四丁目17番11号 代表取締役 岡 安 秀 喜	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月 9日登記
		平成28年 6月28日退任
		平成28年 7月 6日登記
	東京都稲城市矢野口263番地の3リヴィエール稲城205 代表取締役 小 野 幹 夫	平成22年 6月25日就任
		平成22年 7月15日登記
		平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月14日登記
		平成23年 8月28日住所移転
		平成23年 9月 8日登記
		平成24年 6月27日重任
		平成24年 7月17日登記
	東京都稲城市矢野口587番地の1コニファークート稲城407 代表取締役 小 野 幹 夫	平成25年 6月26日重任
		平成25年 7月16日登記
		平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月18日登記
		平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月 9日登記
		平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月 6日登記
	埼玉県志木市館二丁目4番3-403号 代表取締役 小 野 幹 夫	平成19年 6月28日重任
		平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月14日登記

	監査役 (社外監査役)	錦戸景一	平成27年 6月25日重任
			平成27年 7月 9日登記
	監査役	小川満芳	平成19年 6月28日就任
			平成23年 6月29日退任
			平成23年 7月14日登記
	監査役 (社外監査役)	山田信一	平成19年 6月28日就任
			平成23年 6月29日退任
			平成23年 7月14日登記
	監査役	伊藤敏行	平成22年 6月25日就任
			平成22年 7月15日登記
			平成26年 6月26日退任
			平成26年 7月18日登記
	監査役 (社外監査役)	井上寅喜	平成23年 6月29日就任
			平成23年 7月14日登記
			平成27年 6月25日退任
			平成27年 7月 9日登記
	監査役	下田幹雄	平成26年 6月26日就任
			平成26年 7月18日登記
	監査役 (社外監査役)	若松弘之	平成27年 6月25日就任
			平成27年 7月 9日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成21年 6月25日重任
			平成22年 6月25日重任
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成22年 7月15日登記

	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月14日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月27日重任
			平成24年 7月17日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成25年 6月26日重任
			平成25年 7月16日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月18日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成27年 6月25日重任
			平成27年 7月 9日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月 6日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成27年 6月25日設定 平成27年 7月 9日登記		
新株予約権	2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 1万2000個ならびに本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 本新株予約権の行使により発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（以下「転換価額」という。）で除した数とする。ただし、1株未満の端数は切り捨てる。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 各本社債の発行価額は505万円であり、転換価額は4022円である。		

	転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。 $\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または} \times 1 \text{株当りの発行} \text{処分株式数} \text{または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 <u>各新株予約権の発行価額</u> 無償 <u>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</u> 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 各本社債の発行価額は505万円である。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成16年3月19日から平成23年2月18日まで <u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> （1）各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 （2）平成18年4月1日より前の期間においては、以下の各期間を除き、本新株予約権を行使することができない。 （イ）当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、本社債の繰上償還に係る通知を行った場合には、当該通知日から、償還日の東京における3営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）までの期間 （ロ）当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部もしくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割により設立する会社または分割により営業を承継する会社に承継される場合に限る。）または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が行われる場合には、その効力発生の日の30日前の日（ただし、かかる合併等の承認のための株主総会における議決権行使につき基準日が設けられた場合には、当該基準日の30日前の日）から、当該効力発生の日の東京における3営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）までの期間 <u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> 消却事由は定めない。 平成23年2月19日行使期間満了 平成23年 2月22日登記 <u>第4回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 3151個
--	---

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 31万5100株

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、以下の定めにより、付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的たる株式の数は調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- (1) 新株予約権の発行日（平成17年7月8日）以降、当社が当社普通株式につき分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記(1)のほか、行使価額（以下に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後付与株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前付与株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権の発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）、または当該発行日の前日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額に、1.05を乗じた金額とする。計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の発行日以降、当社が当社普通株式につき分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

- (1) 合併、新設分割もしくは吸収分割、資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 上記(1)のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月2日から平成22年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 対象者は、権利行使の時点においても当社または当社関係会社に在籍することを要する。ただし、任期満了による退任、当社または当社関係会社の就業規則に規定する定年退職、会社都合による退職、その他当社が特別に新株予約権を行使することを認めた場合はこの限りでない。
- (3) 対象者は、次の各号のいずれかに該当した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (イ) 対象者が、当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇また

	は論旨解雇の処分を受けた場合 (ロ) 対象者が、当社または当社の関係会社と競業関係にある会社の役員、従業員またはコンサルタントに就き、かつ、当社の取締役会において、当該対象者に割り当てた新株予約権の行使を認めない旨が決議された場合 (ハ) その他、対象者に当社または当社の関係会社に対する背信行為があったものと認められる場合 (ニ) 対象者が、当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 当社はいつでも新株予約権を取得することができるものとする。
	平成22年7月1日行使期間満了 平成22年 7月15日登記
	120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権 新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計150個の本新株予約権を発行する。 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 (3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、456円とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また第2項に定めるところにより調整されることがある。 (4) 平成30年12月18日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果小数第2位未満の端数を生じる場合は、小数第2位未満の端数を切り上げた金額。）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成30年12月25日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に本新株予約権付社債

の発行要項に従って行われる調整に服する。)に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額(但し、決定日から(当日を含まない。)効力発生日まで(当日を含む。))の間に本新株予約権付社債の発行要項に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)の小数第2位未満の端数を切り上げた金額をいう。本号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)が発表されない日を含まない。

2. 転換価格の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、①時価(本新株予約権付社債の発行要項に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合、②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、又は、③時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、上記に掲げた各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} & & \text{1株あたりの} \\ & & \text{既発行} \quad \text{交付株式数} \times \text{払込金額} \\ & & \text{株式数} + \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \end{array}$$

- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当(本新株予約権付社債の発行要項に定義する。)を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}} \end{array}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (3) 当社は、本項第(1)及び第(2)号に掲げた事由によるほか、次の①乃至④に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ①株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	③当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。 ④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 1. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権者は、平成27年12月25日から平成32年12月11日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 ①当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）。 ②振替機関が必要であると認めた日。 ③組織再編行為（本新株予約権付社債の発行要項に定義する。）において承継会社等（本新株予約権付社債の発行要項に定義する。）の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。 ④本新株予約権付社債の発行要項に定める120%ソフトコール条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、又は、スクイーズアウトによる繰上償還により、平成32年12月11日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。 ⑤本新株予約権付社債の発行要項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
	平成27年12月18日発行 ----- 平成27年12月28日登記
会社分割	平成25年7月1日川崎市幸区新小倉1番1号パイオニアホームエレクトロニクス株式会社に分割 平成25年 7月 3日登記
	平成27年3月2日川崎市幸区新小倉1番1号Pioneer DJ株式会社に分割 平成27年 3月 2日登記

川崎市幸区新小倉 1 番 1 号
バイオニア株式会社

	平成 2 7 年 2 月 2 8 日川崎市幸区新小倉 1 番 1 号バイオニアホームエレクトロニクス株式会社に分割 平成 2 7 年 3 月 2 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成 2 2 年 6 月 2 5 日東京都目黒区目黒一丁目 4 番 1 号から本店移転 平成 2 2 年 7 月 6 日登記
	平成 2 8 年 6 月 2 8 日東京都文京区本駒込二丁目 2 8 番 8 号に本店移転 平成 2 8 年 7 月 2 1 日登記 平成 2 8 年 7 月 2 1 日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和 7 年 1 月 3 0 日
横浜地方法務局
登記官

坂 東 亜 希 子



整理番号 ア 9 1 1 3 5 1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 7 / 1 7

PATENT

RECORDED: 03/07/2025

REEL: 070438 FRAME: 0600